

令和5年第4回九戸村議会定例会

令和5年12月8日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第1号 九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第7号 令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第8号 令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第9号 令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第10号 令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第12 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第13 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

◎追加日程の上程

- 追加日程第1 議案第11号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第7号)

◎出席議員（11人）

1番	大崎	優一	君	8番	岩	渕	智幸	君			
2番	久保	えみ子	君	9番	保	大木	信子	君			
3番	渡	保	男	君	10番	古	舘	巖	君		
4番	川	戸	茂	男	君	11番	高	崎	覺	志	君
5番	中	村	國	夫	君	12番	桂	川	俊	明	君
6番	坂	本	豊	彦	君						

◎欠席議員（1人）

7番 櫻庭 豊太郎 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴	山	裕	康	君					
副	村	長	伊	藤	仁	君					
総	務	課	長	中	奥	達	也	君			
I	J	U	戦	略	室	柳	平	善	行	君	
移	住	定	住	担	当	課	長				
会	計	管	理	者	野	辺	地	利	之	君	
兼	税	務	住	民	課	長					
保	健	福	祉	課	長	浅	水	涉	君		
産	業	振	興	課	長	川	原	憲	彦	君	
地	域	整	備	課	長	関	口	猛	彦	君	
教	育	次	長	松	浦	拓	志	君			
地	域	整	備	課	主	幹	上	村	浩	之	君
兼	水	道	事	業	所	長					

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大	久	保	勝	彦
主		任	山	本	猛	輝		

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、7 番、櫻庭豊太郎議員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第 1 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

なお、議案第 1 号から議案第 10 号までの議案 10 件については、12 月 4 日の本会議において、説明が終わっておりますので、質疑から行います。ご了承願います。

日程第 1、議案第 1 号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「議長、2 番」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番、久保えみ子議員

○2 番（久保えみ子君） 私は、議案第 1 号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」に、反対の立場で討論します。

この条例は、議会議員の期末手当の額を引き上げようとするものです。しかし、この 10 年で見ても、政府が国民に対して行ってきたことは、社会保障のためだったはずの消費税は増税される一方で、社会保障は改悪され続け、年金は削減され、介護保険料も利用料も増やされ、働く人の賃金は上がるどころか、実質賃金は年間 24 万円も減少しています。大学などの学費も上がり、低所得者ほど負担が大きい消費税は、10%にまで増税されています。その上、インボイスによる増税も強行されました。必死に節約、節約で暮らしてきたところに、コロナ禍による収入減と物価高が襲いかかっているのが現状です。村民の暮らしは、ますます苦しい

状況となっています。

今、最優先でやるべきことは、自治体の役割である福祉の向上の仕事に全力を上げることです。この立場にしっかり立って、村民の暮らしを守ることに責任を果たさなければなりません。しかし、高齢者や現役世代や若い世代が安心して暮らし、お金の心配なく教育を受けることができるようにしていく、福祉対策などはまだまだ十分とは言えません。議員の期末手当を引き上げるものの前に、村民の所得向上と福祉政策などの充実を最優先にして取り組むべきと考えます。このことから、この条例に反対します。

○議長（桂川俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（桂川俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第1号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第2、議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 議員の期末手当は、総額で23万7,000円の増額になると聞きました。特別職の期末手当はいくらになるのか。また、当初予算の措置と比較して、増額になるのかお伺いします。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） 特別職の増額の金額につきまして、正確な数字を抑えておりませんでした。今回の特別職の期末手当につきましては、増額にはなるんですけども、教育長の在任期間がちょっと、100%にならないため、今回当初予算の分で、今回補正を取らずとも賄えるというようになっておりましたので、今回、予算の増額は行いませんでした。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） あとでよろしいので、そこをお知らせいただけますでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 休憩いたします。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時09分）

○議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

休憩します。20分間休憩します。午前10時30分再開いたします。

休憩（午前10時09分）

再開（午前10時30分）

○議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

先ほどの質問に対して、総務課長

○総務課長（中奥達也君） 失礼しました。まず、特別職の期末手当について、この条例改正により増額となる分につきましては、合わせて14万1,000円でございます。それに対して、教育長の部分の在職期間がちょっと、100%にならないために、今回の補正を取らなくても現時点の予算で賄えるものとなっております。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員、よろしいですか。

○9番（保大木信子君） はい、いいです。

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「議長、2番」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） 議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に、反対の立場で討論します。

この条例は、特別職の期末手当の額を引き上げようとするものです。しかし、この10年で見ても政府が国民に対して行ってきたことは、「社会保障のため」だったはずの消費税は増税される一方で、社会保障は改悪され続け、年金は削減され、介護保険料も利用料も増やされ、働く人の賃金は上がるどころか、実質賃金は年間24万円も減少しています。大学などの学費も上がり、低所得者ほど負担が大きい消費税は、10%にまで増税されています。その上、インボイスによる増税も強行されました。必死に節約、節約で暮らしてきたところに、コロナ禍による

収入減と物価高騰が襲いかかっているのが現状です。村民の暮らしは、ますます苦しい状況となっています。今、最優先でやるべきことは、自治体の役割である福祉の向上の仕事に全力を上げることです。この立場にしっかり立って、村民の暮らしを守ることに責任を果たさなければなりません。しかし、高齢者や現役世代や若い世代が安心して暮らし、お金の心配なく教育を受けることができるようにしていく、福祉対策などはまだまだ十分とは言えません。特別職の期末手当を引き上げることの前に、村民の所得向上と福祉政策などの充実を最優先にして取り組むべきと考えます。以上のことから、この条例に反対します。

○議長（桂川俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（桂川俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第3、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 条例改正について、引き上げ率が数字で示されていますが、給料について平均の引き上げ額、何パーセントの引き上げになるのか伺いたい。あと、補正予算は、職員減や育児休業等により当初予算分で賄える見込みだと説明を伺いましたけれども、予算の補正は行わないという説明でしたが、給料、期末手当、勤勉手当について、今回の条例改正分はそれぞれいくらになるのか、伺いたいです。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） 今回の条例改正により、村職員の給料の月額引き上げ率は平均で1.9%となります。そして職員の給与の年間の増額分につきましては、およそ395万7,000円でございます。また、この条例改正による一般職員の

期末手当の増額分は、およそ211万6,000円。勤勉手当の増額分につきましては、160万5,000円、およそ160万5,000円となります。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員、よろしいですか。

○9番（保大木信子君） はい。

○議長（桂川俊明君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第4、議案第4号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 同じに、この会計年度任用職員の給与の増額分もお伺いしたいんですけども。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） 休憩をお願いします。

○議長（桂川俊明君） 休憩をいたします。

10分間、休憩します。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時48分）

○議長（桂川俊明君） 再開いたします。

総務課長

○総務課長（中奥達也君） 失礼しました。会計年度任用職員の給与につきましても増額分でございます。会計年度任用職員の給料につきましては、月額平均1万

500 円の増額でございます。これにより、今回の給料の改正により増額となる部分につきましては、およそ 300 万円でございます。併せて、会計年度任用職員の期末手当につきましては、この給料の増額につきましては、およそ 70 万円でございます。

もう一つ、会計年度任用職員のパートタイムの方々につきましてはの報酬の増額の改正による増額につきましては、月額払いの職員で平均 9,500 円増額になりますが、こちらの増額分につきましては、およそ 500 万円の増額となります。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） ほかに、質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 4 号を採決いたします。
お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。
従って、議案第 4 号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 5、議案第 5 号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 5 号を採決いたします。
お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第5号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第6、議案第6号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、川戸茂男議員

○4番（川戸茂男君） 事項別明細書5ページ。企画費のところでございますが、ふるさと納税の関係で、12節の委託料に謝礼の品の813万1,000円を組み替えるようですが、なぜ今、年度途中で組み替えが必要になったのか。また、これまではどういうようなやり方だったのか、これからどういうふうになるのかをお尋ねします。

○議長（桂川俊明君） I J U定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） それでは、ふるさと納税の関係でお答え申し上げます。

今までですと、村のほうで謝礼品を購入して寄附された方に発送していたんですが、業務の効率化というところで専門業者を介してやるようにして、寄附納税額のアップを図っているところがございます。それに伴いまして、その謝礼品の減額相当額を「ローカル」という専門業者がありますが、そちらのほうで発送の手配、あるいは返礼品の手続きをしている部分に係る作業委託料となっております。

あと、役務費の通信運搬費も同様の考え方なんですけど、こちらのほうが、村からの直営ではなくなりまして、この分を手数料にするんですが、よくコマースで「ふるさとチョイス」とか、「さとふる」とかそういう大手のところ、専門業者を介してふるさと納税の手続きをさせていただくというところで、その業者に対する手数料となっております。以上です。

○議長（桂川俊明君） 4番、川戸茂男議員

○4番（川戸茂男君） ありがとうございます。

それでは、引き続き、同じ科目の18節負担金補助及び交付金の中に、特定地域づくり事業協同組合設立等支援補助金が計上されております。その支援の内容について、お伺いをします。

また、協同組合の設立要件は、以前にも村のほうから示された、政調会の際に示された調書に載っておりますが、村内に拠点を置く事業者4者以上で、構成をするんだと。それで市町村建設業者、あるいは任意団体は不可ですというように載っておりました。そのようなことから、また要件のもう一つは、3年以上の雇

用管理経験とキャリアコンサルティング資格のある事務局責任者が常駐すること
というようなことなどが要件なようですが、そのようなことは、整っておられる
のか。あるいは、業者さんはあと何者、どのような業者なのでしょう。

あとは、協同組合に参加希望の事業者による発起人会を、まず手始めに開催を
することに、当局のほうから出されたスケジュール予定のほうに付いているんで
すが、今の進捗状況、スケジュールの進み具合はどこまで進んでいるのかも併せ
てお願いをいたします。

○議長（桂川俊明君） I J U定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） それでは、特定地域づくり事業協
同組合設立等支援補助金の内訳を説明させていただきます。

本村で立ち上げようとしている組合ですが、想定ですと、雇用人数を2名と、
現時点で想定してございます。それに伴いまして、資本金という財産基礎という
ものが単価として定められておりまして、こちらのほうに180万円を積みたいと
いうところでございます。あと、そのほか派遣元責任者の講習会費用ですとか、
あと事務局を、組合を設置しますので、そちらへの開設費用が57万7,000円ほど。
あとは、社労士の方々からご助言をいただきながら設立したいというところで、
7万4,000円と。その他もろもろ、消耗品等含めまして256万8,000円の補助金
を見込んでございます。以上です。

○議長（桂川俊明君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 続きまして、今の状況をご説明いたします。現在、構成
団体として、しっかり固まっているところは、まず九戸村総合公社、それから高
倉工芸有限会社、それから株式会社アースカラーということで、地球の仕事大学
を今回やっていただいております。本社は普代村にあります。九戸村にも拠点が
ございます。もう一つは、これはこれからですけれども、森林保全を行う、ま
さに自伐型協力隊の受け皿として、森林保全を行う社団法人を準備中でございま
す。ここがまず、一つ固まっております。あと、それ以外に3者。今、態度がま
だはっきりしてございませんが、前向きなところは畜産系が2者、それから農事
組合法人が1者で、というかたちでございます。それで、その準備でございま
すが、先ほど申しました森林保全の法人格を取った上で、4者が揃いますので、そ
の上で発起人会、そして設立総会を考えておりますので、その社団法人の登記が
終わるまで、若干時間が掛かるかなと思っております。

それから事務局体制でございまして、一つは、その4者の中で高倉工芸さんが
一つ、組合長というか、そういったところを今、想定しております。派遣元責
任者としては、3年以上の管理経験という部分では、高倉工芸さん。それからそ
の補佐をするという部分では、役場の中で、私も資格は、一応取っておきたいな
というふうに考えております。あと、実は一般職も想定しましたが、岩手労働局

に相談しますと、一般職の場合は、兼務が難しいということで、資格は取るかどうかは別としまして、ちょっと現実的ではないなというかたちで、今準備をしているところでございます。

○議長（桂川俊明君） 4番、川戸茂男議員

○4番（川戸茂男君） それでは、現段階では資格の有資格者は、キャリアコンサルティング資格のある方は、まだいないということでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 現時点ではございませんが、他の市町村の事例を見ますとオンライン研修で1日、2日、オンライン研修を実行しますと、その資格が取得できるということでございますので、スケジュール的には間に合うかなというように考えております。

○議長（桂川俊明君） 4番、川戸茂男議員

○4番（川戸茂男君） 人材が不足する中で、今後、必要になるであろう協同組合の設立だとは思いますが。議会の産業民生常任委員会が秋田県の東成瀬村に行って、先駆者である方々からご指導をいただいていたのですが、何をするにも同じだとは思いますが、その中心となってコーディネートをする人がいかにいろんな知識、技術があるかということにかかってくるのではないかと思いますので、そのような方を一日も早く見つけるか、あるいは育成をしながら効率的な協同組合になることを希望して終わります。

○議長（桂川俊明君） ほかに、質疑ありませんか。

6番、坂本豊彦議員

○6番（坂本豊彦君） ただ今、川戸議員からもご質問ございましたけれども、関連で、この組合に関する質問をさせていただきますが。募集を募ったところ、15の業者がありました。個人の業者は説明しなくてもいい、どういう業者があったのかお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（桂川俊明君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 説明会に参加いただいた業者さんでございますが、まさに九戸福祉会さんとか、そういう福祉関係のところ。それから、協力隊を受け入れていただいている、例えば、マルイさんとか、中一さん、高倉さん。それから、一般の企業にも案内はさせていただきます、県北バス、阿部悦三商店さんというところは、来ていただいたところです。

○議長（桂川俊明君） 6番、坂本豊彦議員

○6番（坂本豊彦君） 今月のくのへ広報にも求人に関する情報がございしますが、やはり慢性的な人手不足ということで、今お話をされたような介護施設とか酪農、養豚、さまざま職種がございしますが、今、デマンド方式のバスの運行も運転手不足。さまざまな業種がございしますが、これに関して派遣なりをしていただくわけ

ですけれども、今お話した介護施設、これは一番課題かなと思っていますが、待機者がありながら部屋が空いていて、介護職員がいないから入所できないというような現実でございます。これを何とかやはり解決していただきたいと、そう思っていますが、その点をお伺いたします。

○議長（桂川俊明君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 最初、説明会におきましては、まさに福祉団体さんも人手不足だとかたちで説明を受けていただいたんですが、その特定地域づくり事業組合の要件が、1者に年間8割が上限だというところが皆さん一つネックに思われていて。やはり皆さんは、ずっと通しで勤務する人がほしいとかたちで、今回見送られたという、ちょっと残念なところがございますけれども。ただ、高倉工芸さんの社長さんとも話をしたんですが、やはり実際やってみないと、なかなかどんなものかというところが、皆さん感触が分からないんじゃないかと。それである程度やって、ある程度実績を出すと、それなりにニーズも増してくるのかなと思っています。それからもう一つ、今回の特定地域づくり事業協同組合をですね、一つの起点にいたしまして求人しますので、例えば要件に合致しないような方も応募してきたような方もいれば、組合に雇用しないで直接あっせんするというようなことも。あっせんするというと、ちょっと法律的には語弊がありますけれども、いわゆる紹介するというふうなかたちもできるのかなというふうに思っておりますので、まさにそういう求人・雇用の拠点としての機能も強化していければなあと、思っております。

○議長（桂川俊明君） ほかに、質疑ありませんか。

9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 総務の企画費について、デマンド交通について伺います。デマンド交通は村民にとってメリットは何かということと、どういう運行の仕方をするのか。あと、これまで運行している県北バスの便は減便になるのか。あと、この事業に対する補助率はどれぐらいなのですかということと、運行された場合に、村、あと運行された場合に、村の支出負担の増減はどうなるのか。今まで県北バスに出していたお金とのあれで、増減はどうなるのか伺いたいです。

○議長（桂川俊明君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 今回のデマンド交通につきましては、村政調査会でもお話しましたけれども、現在運行している循環バスの利便性を良くするというのが一番の目的でございます。今の循環バスですと、最も診療センターに来る利用者が多いんですが、診療センターの受診のほうは終わってもなかなか帰る便まで待ち時間が多いとか、あとはまさに停留所が遠いとかというご意見がございましたので、まずはその解決を目指すというものでございます。

それで、運行方法でございますが、これも村政調査会でご説明しましたとおり、

今の循環バス自体を廃止いたしまして、すっかりデマンド交通に移行するというものがございます。

それから、補助率、支出金額もイニシャルコストに関しては、ちょっとかかってしまいますが、毎年のランニングコストという部分であれば、今の循環バスに出している補助率、それはかかった経費の満額でございますが、それを若干下回る金額で増額にならないような設計としております。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） この金額の中に、ハイエースを3台ということなんですけれども。ハイエースを注文して、まず補助金を貰うためには、3月までに注文を入れれば補助金をもらえるのかということと、注文してもなかなかハイエースがすぐ手に入るかどうか不安なんですけれども、そのところはちゃんとお考えになっているのでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 実はそういうご指摘もございまして、県北バスといろいろ協議いたしまして、まさに今、ハイエースのモデルチェンジでトヨタのほうから聞きましても、もう入らないという話もございまして。今回、県北バスにまずお願いするというので、県北バスのほうで、ある程度中古車みたいなかたちでも間に合わせたいというかたちで今、準備をお願いしておりますので、何とか間に合えばいいなと思っております。

それから、補助金に関しては今回、地域交通計画を策定して、今回運行するというので、要件が合えば今年度だけではなくて、次年度以降も補助金の対象になるという話でございますので、そのあたりはもう少し精査させていただきたいと思います。

○議長（桂川俊明君） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第6号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第7、議案第7号「令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第7号「令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第8、議案第8号「令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第8号「令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第9、議案第9号「令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第9号「令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第10、議案第10号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第10号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩といたします。再開は、11時35分から再開といたします。

休憩（午前11時17分）

再開（午前11時34分）

◎追加日程第1の上程

○議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

ただ今、村長から追加送付議案として、別紙追加議案一覧表のとおり1件の提出がありました。議案は、お手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。

ただ今、村長から提出されました議案1件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今提出されました議案1件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 追加日程第1、議案第11号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第11号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第7号)」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,267万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,691万1,000円としようとするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年12月8日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

2ページの歳入につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を追加しております。

3ページの歳出につきましても、それぞれ増額になっております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっておりますので、項目ごとに説明させていただきます。

事項別明細書3ページの歳入をご覧ください。16 款県支出金、4 項1 目2 節の地方創生臨時交付金 2,620 万円ですが、物価高騰対策等の事業に係る交付金とし

て交付されます。19 款の繰入金には、財政調整基金繰入金 1,647 万 1,000 円を計上しております。

次に、4 ページの歳出でございますが、まず 3 款民生費、1 項 3 目 18 節に岩手県後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金として、203 万 8,000 円を計上しております。これは、令和 4 年度実績の確定に伴い、負担金の追加納付の必要が生じたためでございます。

次に、6 款農林水産業費の 1 項 3 目 18 節、燃油価格等高騰対策支援事業助成金 690 万 8,000 円は、燃油価格等が高騰し農業者の経営に多大なる影響が出ていることから事業の継続を支援するため、昨年度に引き続き助成するものでございます。令和 4 年分の所得税申告における動力光熱費について、物価上昇率の 7 割を掛けた額を助成いたします。

次に、6 目の 18 節、飼料価格高騰対策支援事業助成金 739 万 5,000 円は、飼料価格等が高騰し畜産農家の経営が圧迫されていることから経営支援するため、昨年度に引き続き助成するものでございます。乳用牛 1 頭当たり 1 万円、肉用牛 1 頭当たり 7,000 円の助成額になります。

次に、7 款商工費、1 項 1 目 11 節には、生活者応援商品券交付事業の商品券郵送料として、66 万 3,000 円を計上しております。18 節の燃料価格等高騰対策事業者応援支援助成金 1,261 万 7,000 円は、先ほどの農業者への支援と同様に、工商业者等について、昨年度に引き続き助成するものでございます。同じく 18 節の生活者応援商品券交付事業補助金 1,305 万円は、物価等の高騰により生活者に多大な影響が出ていることから商品券を廃止し、生活を応援するための補助金として計上するものでございます。

以上、令和 5 年度一般会計補正予算(第 7 号)について、説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、川戸茂男議員

○4 番(川戸茂男君) 今回の補正で 6 款の農業振興費、それから畜産業費、そして商工費の中に、物価高騰対応重点支援地方創生推進交付金を活用した支援事業が予算計上されております。長引く飼料価格の高騰等により、これまでに経験したことのないような経営を余儀なくされている農家に、このような吉報が届くことは大変喜ばしいことだなど思っております。

3 点ご質問をいたします。一つは、燃油価格高騰対策支援事業と、飼料価格高騰対策支援事業の双方の支援事業に該当する場合は、それぞれの要件を満たした場合には、双方の給付が受けられるのかどうか。それから二つ目として、飼料価格高騰対策支援事業は、牛の月齢に制限がなくて、登録になっている牛すべてが

対象になるのか。三つ目ですが、国の交付金による三つの支援事業が行われるわけですが、それぞれの受給対象者に給付金や商品券が届くのはいつになるのか。この3点について、お伺いをいたします。

○議長（桂川俊明君） 産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、6款の農林水産業費における二つの助成金でございますけれども、燃油価格等あるいはその飼料価格等の支援については、それぞれ頂けるということで、片方がいただくので片方には該当しないということではなくて、それぞれ分けてお支払いをしたいと考えております。

あと、牛の関係ですけれども、月齢には関係なく、それぞれホルス、肉牛に頭数に応じてお支払いをするという方法であります。ちなみにホルスの部分、乳用牛につきましては、約470頭の470万円。そして肉牛につきましては、385頭269万5,000円を見込んで、739万5,000円としたものでございます。ただし、牧野のほうに委託している部分につきましては、うちのほうで牧野部分の費用も出しているという観点から預託牛については該当しないということで進めさせていただきたいと考えております。

○議長（桂川俊明君） I J U定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） それでは、それぞれの事業の支払いの関係だったんですが、燃油価格の高騰対策につきましては、12月20日の広報お知らせ版で周知させていただきまして、2月末までの申請締め切りを想定してございます。

三つ目の生活応援者商品券の交付ですが、商工会のほうに確認したところ印刷に1カ月ほどかかるということでしたので、交付対象者の確定、あと印刷、こちらの封入、あるいは郵便局の配達等々ございますので、できるだけ早くお届けしたいとは思っているんですが、1月の下旬から2月上旬あたりかなあと、想定してございます。

○議長（桂川俊明君） 産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） それでは、飼料価格高騰対策支援事業助成金の事業の開始時期ということですが、牛のトレーサビリティ制度に登録している牛のまず照会と、これは個体識別番号ですけれども。照会した後、データをいただいた後に、各農家に直接こちらからアプローチするというふうなかたちで進めさせていただきたいと思っております。1週間程度でデータいただけるのであれば、早急に農家のほうには、お知らせをしてまいりたいと考えております。

○議長（桂川俊明君） よろしいですか。

（「はい。ありがとうございます。」との声あり。）

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） 昨年度は、チラシ等が配られたときに、「こういうふうなものがあるんですよ」とお知らせしたところ、自分は貰えないと思っていたという方々が多々ありましたので、分かりやすいチラシ等にさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） I J U定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） 昨年度の轍を踏まえまして、周知の漏れのないように工夫していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） ほかに、ありませんか。

9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 生活者応援商品券交付事業に当たっては、使っていて、事業者に来るとそれを換金しようとするとう手数料がかかるんです。そういうのは、補助、何か手数料なしとか、そういうことは考えてはいらっしゃいませんか。

○議長（桂川俊明君） I J U定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） その件につきましては、商工会のほうと相談しましたが、今回はその手数料的な補助はしないということで進めております。

○議長（桂川俊明君） よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第11号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第7号)」は、原案のとおり可決されました。

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第11、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第 12、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第 13、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、議会広報紙の発行及び広聴に関する事務並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第 14、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（桂川俊明君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和 5 年第 4 回九戸村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会（午前 11 時 53 分）